

松阪市建設工事電子入札取扱要領

令和5年2月28日

松阪市告示第43-3号

(趣旨)

第1条 この要領は、松阪市建設工事入札事務取扱要綱（平成17年告示第144号。以下「建設工事入札事務取扱要綱」という。）第2条第3項に規定する「電子入札システム」（以下「電子入札」という。）の運用に関し、法令その他別途定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 電子入札の対象案件は、市長が電子入札で行うことを決定した案件とする。

(利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、予め電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書（第20条第7号において「電子証明書」という。）が記録されたカード（以下「ICカード」という。）を取得し、当該ICカードを使用し、電子入札システムを利用するための登録（以下「利用者登録」という。）をしなければならない。

2 利用者登録をしたICカードが失効した場合は、ICカードを新たに取得のうえ、改めて利用者登録をしなければならない。

3 入札参加者は、利用者登録に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに松阪市契約監理課へ当該事項に係る登録の変更を申請しなければならない。

4 前項の登録変更において、その変更する事項が入札参加者の名称又はICカードの名義人となる代表者又は受任者（以下「代表者等」という。）が（松阪市契約規則（平成17年規則第64号。以下「契約規則」という。）第5条に規定する一般競争有資格者名簿に登載された者に該当するときは、同条第2項の規定により改めて登録を行わなければならない。

(電子入札に使用するICカード)

第4条 電子入札に使用するICカードは、次に掲げる要件を満たし、かつ、利用者登録をしたものでなければならない。

(1) 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおい

て開発した電子入札システムをいう。) で使用することができること。

(2) 代表者又は支店等で受任者を置いている場合は受任者の名義で取得したものであること。

(3) 落札者を決定する日まで有効であること。

2 前項第3号の規定にかかわらず、入札参加者の名称又はICカード名義人に変更が生じたことによりICカードが失効した場合において、旧ICカード使用届出書(様式第1号)を市長に提出したときは、松阪市建設工事競争入札参加資格者登録規程第8条に規定する一般競争(指名競争)参加資格申請書変更届の提出の日から2月以内に限り、当該ICカードは電子入札に使用することができる。

(特定建設工事共同企業体の電子入札参加)

第5条 特定建設工事共同企業体が電子入札案件に参加しようとする場合においては、建設工事入札事務取扱要綱第4条第5項の規定により、代表者の電子証明書を使用し電子入札システムを利用するものとする。

2 前項の電子入札案件に参加しようとする代表者及び構成員は、入札公告に掲げる参加資格要件を満たし、かつ利用者登録を適正に行ったものでなければならない。

(入札の公告及び通知)

第6条 市長は、電子入札により一般競争入札及び指名競争入札を行うときは、契約規則第6条第2項各号に掲げる事項を明記し公告をしなければならない。

2 市長は、電子入札により指名競争入札を行うときは、電子入札システムにより指名の通知を行うものとする。

(入札の辞退)

第7条 入札参加の辞退については、建設工事入札事務取扱要綱第19条規定によるものとする。

(電子入札の延期及び中止等)

第8条 市長は、電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断した場合は、当該入札の延期若しくは中止、又は紙入札(電子入札システムを使用せず、書面により行う入札をいう。以下同じ。)に変更することができるものとする。

2 前項の規定により入札を延期、若しくは中止し、又は紙入札に変更するときは、

電子入札システム及び松阪市ホームページ等により入札参加者に通知するものとする。また、紙入札の実施における取り扱いについては、発注公告により周知を行うものとする。

(電子入札の参加申請及び入札)

第9条 電子入札案件の入札に参加しようとする者は、電子入札システム中の入札情報システム（市が発注する入札案件情報、開札結果等を電子的に公開するシステムをいう。）により入札予定の工事名、工事概要、入札参加資格要件、入札及び開札の日時等を確認し、指定された日時までに電子入札システムにより競争参加資格確認申請書（以下「参加申請書」という。）により入札参加の申請をするものとする。また、参加申請書に履行実績書、配置予定技術者調書等の添付が求められた場合は、添えて送信をするものとする。なお、添付ファイルの容量超過等により電子入札システムでの送信ができない場合は、契約担当課の指示により提出をするものとする。

2 市長は、前項の参加申請書の送信を受けた場合は、参加申請書及び添付書類等を確認し、書類等に不備が無い場合は競争参加資格確認申請書受付票を電子入札システムで送信する。また、受け付けた参加申請書及び添付書類については、発注公告と照らし合わせ内容を審査し、適切と判断された場合は、競争入札参加資格確認通知書を送信する。

3 入札参加者は、競争入札参加資格確認通知書の受信ののち指定された期日までに、発注公告の記載に従い入札書及び積算内訳書を送信するものとする。

また、入札書には、建設工事入札事務取扱要綱第20条第2項に定める電子くじに使用するくじ番号を記入すること。

(落札者決定の通知)

第10条 市長は、開札の結果落札者を決定した時は、電子入札システムにより落札者決定通知書を送信するものとする。

(開札立会人)

第11条 建設工事入札事務取扱要綱第13条に掲げる開札立会人は、電子入札案件においては適用しない。ただし、開札の立会を希望する申し出があった場合においては、入札事務の執行に支障がない範囲で認めるものとする。

(同価入札のくじによる落札者の決定)

第12条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、建設工事入札事務取扱要綱第20条第2項に定める電子くじの仕様により落札者を決定するものとする。

2 電子くじによる落札者決定が困難となった場合においては、建設工事入札事務取扱要綱第20条第1項の規定による「くじ」によるものとする。

(入札の無効)

第13条 契約規則第17条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する電子入札は無効とする。

- (1) 指名競争入札において、入札指名通知を受理しなかった者が行った入札
- (2) 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- (3) 入札金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (4) 入札書に指定された項目の入力漏れや不要な項目の入力により、入力された内容が不明確な入札
- (5) 積算内訳書を求めた入札において、積算内訳書が添付されていない入札
- (6) 入札金額と積算内訳書の金額が異なる入札
- (7) 電子証明書の不正な使用があった入札

(入札結果の公表)

第14条 電子入札における入札結果については、入札情報システム（市が発注する入札案件情報、開札結果等を電子的に公開するシステムをいう。）において公表するものとする。

(紙入札の併用)

第15条 市長は、本要領第8条第1項後段の紙入札の併用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電子入札システムにより提出を求められた参加資格確認申請書、並びに参加申請に関連する書類、入札書（様式第2号）及び積算内訳書等の提出書類を発注公告に定めた提出期限までに書面により提出を受けることができるものとする。また、この場合において、紙入札による参加を希望する者は、事前に紙入札方式参加承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 指名競争入札において、利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受けたとき。

(2) ICカードが失効し、又は破損したこと等により、ICカードの再発行を申請しているとき。

(3) 名称又はICカード名義人である代表者等の変更により、ICカードの再取得を申請し、又は申請する予定であるとき。

(4) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札による参加ができないとき。

(5) 入札参加者の使用する電子計算機が故障したことにより電子入札による参加ができないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があると市長が認めたとき。

2 前項後段の規定による承認を受けた入札参加者(以下「紙入札参加者」という。)は、その承認後に当該入札に関し電子入札による参加をすることができない。ただし、既に電子入札システムにより送受信した書面は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。

3 市長は、紙入札参加者に対しては、電子入札システムによる通知は行わないものとする。

4 第1項後段の規定による承認を受けずに提出された書面による入札書等は、無効とする。

(紙入札と併用した電子入札の開札)

第16条 市長は、紙入札と併用した電子入札を開札する場合は、紙入札による入札書に記載された金額及びくじ番号を先に入力し、引き続き電子入札の送信を確認するものとする。

2 紙入札参加者が入札書にくじ番号を記載しなかった場合は、当該入札者のくじ番号は「000」とする。

3 紙入札参加者が建設工事入札事務取扱要綱第20条の同価入札により電子くじの対象者となった場合においては、電子入札の末尾に順位付けするものとし、紙入札の持参日時の早い順に順位付けするものとする。

(セキュリティ対応)

第17条 電子入札システムを利用する者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入すること等により必要な対策を講じなければならない。この場合において、当該アプリケーションソフト

トは常に最新のパターンファイルを適用し、入札書等を作成し送信するときは、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

2 市長は、提出された入札書又は参加資格確認申請書等のファイルがウイルスに感染又は破損している場合には、当該ファイルを提出した入札参加者と提出方法を協議するものとする。

(不正行為)

第18条 市長は、入札参加者がICカードの不正使用による虚偽の入札書等の送信や提出、又は電子入札システムの不適切な使用による不正な行為が判明した場合は、松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成17年1月1日松阪市告示第150号）に準じ、指名停止等の措置を行うものとする。

2 市長は、入札参加者がICカードを不正使用した場合は、当該入札参加者に対して次に掲げる措置を行うことができるものとする。

(1) 開札までに不正使用が判明した場合は、その入札を無効とすること。

(2) 落札者を決定した後に不正使用が判明した場合は、その決定を取り消すこと。

(3) 契約を締結した後に不正使用が判明した場合は、その契約を解除とすること。

(責任の範囲)

第19条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書等の提出を行ったときは、市が行う当該入札書等の送受信については、電子入札システムにより確認するものとする。

(補足)

第20条 この要綱に定めるもののほか、電子入札に関し必要な事項は、別に定める。

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

旧 I C カード使用届出書

年 月 日

（宛先）松阪市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

松阪市入札参加資格者名簿の登録内容の変更に伴い、電子入札システムで使用する I C カードを変更することとなりましたので、旧 I C カードの使用を届け出ます。

記

旧 I C カード の登録内容	住所	
	氏名又は商号	
	代表者等氏名	
変更の内容		
変更の届出日	年 月 日	

（備考）

- 1 「変更の届出日」については、入札参加資格審査申請を届け出た日を記入すること。
- 2 入札参加資格申請書の変更の届出を完了した上で、本届出書を提出すること。
- 3 旧 I C カードの使用期限は、入札参加資格審査申請書の届出日から2か月以内とし、期限を超えたときは効力を失うものとする。
- 4 効力を失った I C カードを使用すること等の不正使用が確認された場合は、指名停止等の対象となるので注意すること。

入札書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

住所又は所在地

入札者

商号又は名称

代表者氏名

印

入札金額 (円)	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一			
公告番号	年度 公告 第 号												
工事(委託)名													
工事(施工)場所	松阪市 町 地内												
入札保証金	松阪市契約規則第8条第3号の規定により免除												
くじ番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>												

上記の金額で松阪市契約規則及び松阪市建設工事執行規程によって請負したいので入札します。

なお、上記の金額に100分の110を乗じた額（1円未満の端数は切り捨てる。）が契約希望金額です。

(備考)

- 1 この入札書は1件ごとに作成し、インク又はボールペンで記入し、数字はアラビア数字を用いること。
- 2 訂正したときは、必ず訂正印を押すこと。ただし、入札金額の訂正は、認めない。
- 3 くじ番号は、同価入札となった場合の電子くじに採用するくじ番号となりますので、3桁の数字を記入すること。

紙入札方式参加承認申請書

年 月 日

（宛先）松阪市長

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

紙入札による参加を希望するため、松阪市建設工事電子入札取扱要領第15条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 電子入札案件

公告番号	年度 公告第 号
工事（委託）名	

2 電子入札システムによる参加ができない理由（該当する□にチェックをすること）

- 電子入札システムの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受けたため。
- ICカードが失効し、又は破損したこと等により、ICカードの再発行を申請しているとき。
- 名称又はICカード名義人である代表者等の変更により、ICカードの再取得を申請し、又は申請する予定であるため。
- 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札による参加ができないため。
- 使用する電子計算機が故障したため。
- やむを得ない理由があるため。（下記のカッコ内に具体的に記入すること。）

[]

3 承諾事項（熟読の上、全ての□にチェックすること）

- 入札書は、別途指示する内容に従い提出すること。
- 入札が中止となった場合、既に提出された入札書は返却しないので注意すること。
- 再度入札を執行することとなった場合、紙入札では参加できない場合があるので注意すること。

上記案件の紙入札による参加を 承認します。 承認しません。

年 月 日 松阪市長